

ID: 120

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	結核・精神医療給付金の支給
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市国民健康保険条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成13年条例第115号
【根拠条文】 (結核・精神医療給付金) 第7条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度(結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の市町村民税(同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されない者(条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。 (1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者 (2) 20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主 2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定による負担において医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第35条第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。 3 結核医療給付金又は精神医療給付金(以下「結核・精神医療給付金」という。)の支給を受けようとする被保険者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面の交付を受けなければならない。 4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。 (1) 結核医療給付金の支給額は、第1項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。 (2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、支援法施行令第35条第3号又は第4号に規定する額を限度とする。 5 被保険者が保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、第1項又は第2項の規定による医療に関する給付を受けたときは、市は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき前項に規定する額について、結核・精神医療給付金として、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。 6 前項の規定による支払いがあつたときは、世帯主に対し、結核・精神医療給付金(第4項に規定する自己の負担の額に係る高額療養費を含む。)の支給があつたものとみなす。 【基準】 根拠条文に同じ。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日